

「北極海航路に係る産学官官民連携協議会」の設置について

平成26年5月30日
国土交通省総合政策局海洋政策課
平成27年1月28日
平成27年6月30日
平成28年2月3日
平成29年6月13日
平成30年8月28日
令和元年6月12日
一部改正

1. 目的

近年、夏季における北極海域の海水面積が減少傾向にある中、北極海航路を利用した船舶の航行実績が急増しているところであり、国内はもとよりアジア近隣諸国においても大いに関心を集めているところである。

国土交通省を始め政府内に於いても、北極海航路に関する政策の方向性を整理するための基礎的情報の収集や航路の利用動向・経済性の調査を行っているところである。

しかし、一方で北極海航路の利活用に関して、主体となる民間事業者個別の企業がその利活用の経営判断を行い、あわせてうため、または行政機関が経営判断の支援となる各種施策の立案を政府関係者が行うためには、まだなお収集すべき情報や解明すべき課題が多々存在しているところである。加えて、研究機関においては、我が国の研究開発の強みを活かし、民間事業者の経営判断を支援していくことがより一層求められているところである。

以上のような背景を踏まえ、北極海航路を利活用する当事者となり得る民間海運事業者、研究機関、や荷主、ならびに行政機関等が集まり、それぞれが持つ情報等について共有を図ることで、北極海航路の利活用促進に資することを目的として北極海航路に係る産学官官民連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 主な議題

- ・北極海航路の利用状況や経済性
- ・北極海に係る国際的な連携・協力の動向
- ・北極海に係る調査研究活動の動向

・その他

3. 構成員

- 国土交通省 総合政策局 海洋政策課 課長
- 国土交通省 総合政策局 国際物流課 課長
- 国土交通省 大臣官房 参事官(交通プロジェクト)
- 国土交通省 海事局 総務課企画室 室長
- 国土交通省 海事局 外航課 課長
- 国土交通省 海事局 安全政策課 課長
- 国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 課長
- 国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 室長
- 国土交通省 港湾局 計画課 企画室 室長
- 国土交通省 港湾局 産業港湾課 国際企画室 室長
- 国土交通省 北海道局 港政課 課長
- 国土交通省 気象庁 地球環境・海洋部 海洋気象課 海洋気象情報室 室長
- 国土交通省 海上保安庁 警備救難部 環境防災課 課長
- 国土交通省 海上保安庁 交通部航行安全課 課長
- 内閣府 総合海洋政策推進事務局 参事官
- 外務省 総合外交政策局 海上安全保障政策室 室長
- 文部科学省 研究開発局 海洋地球課 課長
- 川崎汽船(株) 安全運航グループ グループ長
- (株)商船三井 海上安全部 安全推進チーム チームエキスパート
- (株)商船三井 LNG 船部 LNG 第三チーム チームリーダー
- 日本郵船(株) バルク・エネルギー輸送統轄グループ グループ長
- ~~中部電力(株) 発電カンパニー 発電企画室 取引管理グループ グループ長~~
- ~~東京電力フュエル&パワー(株) 最経済運用部 燃料担当~~
- (株)JERA 最適化本部 オペレーション統括部 部長
- 東京ガス(株) 原料部 海事・技術グループ 担当部長
- 双日(株) リスク管理企画物流統括部 貿易管理担当部長
- 丸紅(株) 市場業務部 欧州・CIS チーム
- 三井物産(株) 物流推進部 物流企画室 室長
- 三井物産(株) 穀物物流部 穀物ロジスティクス室 室長
- 三菱商事 RtM ジャパン(株) 鉄鉱石事業部 部長
- (株)日新 国際営業第一部 部長
- 日本通運(株) 海外事業部 海外事業本部グローバルフォワーディング企画部
専任部長

- (一社)日本船主協会 企画部長
- (一社)日本鉄鋼連盟業務部 国内調査グループ グループリーダー
- (一社)日本損害保険協会 海上業務第二 PT リーダー
- (一財)日本エネルギー経済研究所 戦略研究ユニット国際情勢分析
第 2 グループ グループマネージャー・研究主幹
- (公財)笹川平和財団海洋政策研究所 海洋事業企画部 部長
- (公社)日本海難防止協会 常務理事
- (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ロシアグループ担当調査役
- 電気事業連合会 企画部 副部長
- 日本海洋政策学会国立大学法人 北海道大学 北極域研究センター 理事教授
- 東海大学 海洋学部海洋フロンティア教育センター 特任教授
- 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立極地研究所 副所長
- 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所
流体設計系 実海域性能研究グループ 主任研究員

なお、必要に応じ、随時、構成員を追加できることとする。

4. 構成員以外の出席者

必要に応じ、構成員以外の民間企業等の職員、関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

5. 庶務

協議会の事務局は、国土交通省総合政策局海洋政策課が務める。

6. その他

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項を、随時、追加できることとする。